

社会福祉法人光富士白苑 役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人光富士白苑役員等（以下「役員」という。）の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規定において、役員とは、理事長、理事、評議員及び監事ならびに評議員選任・解任委員の職にある者をいう。

(報酬)

第3条 役員は、別表1のとおり支給する。

2 職員として別に法人から給与が支給される者には報酬は支払わない。ただし、理事長の報酬は別途支払うものとする。

(その他)

第4条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については評議員会で定める。

2 理事長が特に必要と認めたものは、評議員会の承認により、この規定に定める額を変更することがある。

附則

この規定は、平成16年5月25日より施行する。

この規定は、平成26年4月1日より第2条から第4条及び別表1を改定して施行する。

この規定は、平成29年4月1日より第2条及び第4条、別表1を改定して施行する。

別表 1

職 名	金 額	条 件
理事長	100,000 円	毎月
理事	5,000 円	役員会参加または職務遂行毎
監事	5,000 円	役員会参加または職務遂行毎
評議員	5,000 円	委員会参加または職務遂行毎
評議員選任・解任委員	5,000 円	委員会参加または職務遂行毎